

産業廃棄物収集運搬業許可証

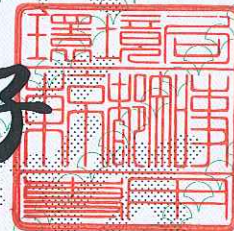
住所 東京都足立区花畑八丁目 7 番 10 号

氏名 株式会社小早川運輸
代表取締役 小早川 貞一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 11 月 25 日

許可の有効年月日 令和 11 年 11 月 24 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上 7 種類)

(3) 積替え保管ができる産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラス
くず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

(以上 6 種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都足立区花畑八丁目 7 番 10 号

3 許可の条件

(1) 積み替え保管施設の作業時間は、原則として 9 時から 17 時までとすること。

(2) 積み替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積み替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6 年 11 月 25 日 新規許可

令和 6 年 11 月 25 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-024834号

2 積替え保管施設

施設所在地: 東京都足立区花畑八丁目7番10号 積替え保管の面積: 46.3 m² 最大保管高さ: 1.0 m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラスチック容器3個	0.06 m ³
廃プラスチック類	コンテナ1個	4.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃OA機器に限る。）	直置き	2.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器2個	0.4 m ³
木くず	プラスチック容器1個	1.0 m ³
ゴムくず	かご4個	0.32 m ³
金属くず	コンテナ1個	4.0 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんに限る。）	かご4個	0.32 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空きびんを除く。）	かご4個	0.32 m ³
	合計	12.42 m ³

(以下余白)